建築確認等の申請書の提出に関するお願い

確認審査等に関する指針において、確認申請書の通知を受けたときの審査（以下、｢受理時審査｣という。）が規定されています。本市では、１号、２号物件及び工作物の申請については、事前に受理時審査の御予約をいただくこととしています。３号物件の申請については、窓口において随時受理時審査を行っています。

受理時審査において、次の条件が満たされない場合は、原則として申請を受理できません。

・　申請書の正本と副本並びに添付図書の記載事項が相互に整合していること。

・　設計者及び工事監理者が法の規定に基づく建築士であること。

・　申請書の正本に添えられた図書に設計者の記名があること。

・　構造設計一級建築士の関与規模でない物件に関し、構造計算安全証明書が添付されていること。

・　構造計算書に構造計算の種類等を記載し、構造計算適合性判定の要否を確認できること。

これらの理由に限らず、受理後の審査において、審査を中止しなければならない可能性があると判断される場合など、受理できないことがありますので御注意ください。

審査を中止した場合、手数料は返金できません。

　１号、２号の建築物の申請について不受理となった場合は、再度受理時審査の御予約をしていただくことになり、混雑時には２週間以上お待ちいただくこともあります。

　申請書の提出に当たっては、チェックリスト等により申請書の要件が整っているが十分に御確認いただくようお願いいたします。

【確認申請の受理時審査で不受理となった事例】

１　意匠関係

|  |  |
| --- | --- |
| １ | 申請書式が旧書式だった。 |
| ２ | 委任状の内容に誤りがあった。 |
| ３ | 設計者の記名に不整合があった。 |
| ４ | 図面が明らかに不足していた（審査ができない可能性があった）。 |
| ５ | 明示すべき事項が明らかに不足していた（審査ができない可能性があった）。 |
| ６ | 関係法令等が許可になっていなかった。 |
| ７ | 計画に大幅な変更が予想された。 |

２　構造関係

|  |  |
| --- | --- |
| １ | 計算ルートが間違っていた。  （ルート１としていたが、実際にはルート３であり構造計算適合性判定を要した。） |
| ２ | 構造計算ルートについて、判定がなされていない又は図書相互でのルート判定不整合のため、適合性判定の要否が判断できなかった。  （構造設計者の立ち会いがなかったため、判断できなかった。） |
| ３ | 構造図に構造設計者の記名がなかった。 |
| ４ | 構造計算安全証明書の写しが添付されていなかった。 |
| ５ | 図面が不足していた。  （増築申請において、既存建築物の床伏図が添付されていなかったなど。） |
| ６ | 増築の申請で、既存部分が既存不適格建築物か否かの整理がされていなかった。 |
| ７ | 受理要件は満たしているものの、不備が多数あり、審査において補正ができない可能性が高かった。 |